

テレメータシステム更新検討会要領

(設置)

第1条 大気・水質常時監視テレメータシステム（以下「テレメータシステム」という。）の更新に必要な事項を検討するため、テレメータシステム検討会（以下「検討会」という）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、テレメータシステムの更新に必要な次の事項について検討する。

- (1) テレメータシステムの更新に係る基本方針の策定に関すること。
- (2) テレメータシステム更新方法等検討書の作成に関すること。
- (3) その他テレメータシステムの更新に関し、必要と認めること。

2 検討会は、テレメータシステムの更新に際し、千葉市電子情報処理規程（平成14年千葉市訓令（甲）第10号）第13条第1項に規定する次の事項に留意するものとする。

- (1) 市民サービスの向上
- (2) 経費の削減効果
- (3) 事務処理の効率化及び簡素化
- (4) 既存情報システムの活用
- (5) 新たな課題についての検討
- (6) 大気・水質発生源データの公表
- (7) 通信回線に係る CHAINS 専用線利用の検討

(組織)

第3条 検討会の委員は、別表1に掲げる職員で組織する。

(委員長)

第4条 委員長は、環境保全部長の職にある者をもって充てる。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が委員のうちから指名した委員をもって充てる。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて委員長が召集する。

2 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

- 3 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 4 委員長が必要と認めるときは、会議に関係職員の出席を求めることができる。
- 5 検討会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 6 委員長が必要と認めるときは、会議の開催に代えて書面で表決することができる。

(調査会)

第6条 テレメータシステムの更新に必要な事項を調査及び研究するため、検討会に、環境保全部各課長が選任した職員で組織するテレメータシステム調査会を置く。

- 2 調査会の会長は、環境規制課長の職にある者をもって充てる。
- 3 前条第1項から第5項までの規定は、調査会の会議に準用する。この場合において「検討会」は「調査会」と「委員長」は「会長」と読み替えるものとする。

(事務局)

第7条 検討会の事務局は、環境規制課において行う。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年2月9日より適用する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日より適用する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日より適用する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日より適用する。

附 則

この要領は、令和4年9月30日より適用する。

別表 1

テレメータシステム検討会委員名簿

職 名	備考
環境保全部長	委員長
環境総務課長	
環境保全課長	
環境規制課長	
環境総務課総括主幹	
環境保全課 温暖化対策室長	
環境保全課 自然保護対策室長	